

## 「高知観光リカバリーキャンペーン」交通費用助成事業 助成業務実施要領

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「高知観光リカバリーキャンペーン」交通費用助成事業のうち、助成業務の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 新型コロナウイルス感染症の拡大により大幅に減少している県外観光客を呼び戻すことが目的である。国が実施する「Go To トラベル キャンペーン」に呼応する形で、本県独自の誘客事業として、高知県内の宿泊を伴う旅行に対し、居住地から高知県内の目的地を経由し居住地に戻るまでの交通に関する費用（以下、「交通費用」という。）の一部を助成することで、観光を検討する方に目的地・高知を訴求し、県内の観光需要の早期回復を目指す。

### (事務の取扱)

第3条 受託事業者は「高知観光リカバリーキャンペーン事務局」（以下「事務局」という。）を設置のうえ、速やかな事務の取り扱いを行う。

### (事務の内容)

第4条 高知県内の宿泊を伴う旅行のうち交通費用に対して、上限5,000円の助成金を交付するものとする。なお、交通費用が5,000円に満たない場合は、その実費を交付するものとする。

### (交付申請者)

第5条 交付申請者は、旅行者及び旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に基づき登録を受けた旅行者（以下、「旅行者」という。）のうち、日本国内の金融機関に預金口座を有する者とする。

### (交付対象経費)

第6条 交付対象経費は、高知県内の宿泊を伴う旅行のうち交通費用相当額とする。但し、旅行者が取り扱う交通費用を含む旅行商品において、旅行代金の内訳が明示されない場合においては、旅行代金の金額を交通費用相当額として取り扱うこととする。また、自家用車等で高速道路を利用した場合は、高速道路利用料金を対象とする。

2 前項における高知県内の宿泊とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項により高知県知事または高知市長の許可を受けた宿泊施設、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項により、高知県知事または高知市長に住宅宿泊事業を営む旨の届出をした住宅で、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業に係る施設を除くものとし、本事業に参画の申込みがあった施設（以下、「宿泊施設」という。）をいう。

3 第1項における交通費用とは、航空機、鉄道、高速バス、観光バス、周遊バス、貸切バス、フェリー、定期船の1人当たりの料金、タクシーの運賃やレンタカーを借り受ける1台当たりの料金を対象とする。ただし、領収書が発行できるものに限る。なお、カーシェアリングに係る料金等は対象外とする。

4 第1項における高速道路利用料金とは、居住地の最寄りインターチェンジから高知県までの間に高速道路を利用した料金とし、途中のインターチェンジで、一旦高速道路から退出した場合も対象とする。その対象車両は、自家用車、レンタカー、自動二輪車、自家用バス等とする。なお、車両の運行に必要な燃料代や消耗品費等は対象外とする。

### (交付対象期間)

第7条 交付対象期間は、令和2年7月22日（水）から令和3年2月28日（日）の宿泊を対象とする。ただし、対象期間中に予算に達し次第終了とする。

2 交付対象期間中に、高知県内で新型コロナウイルス感染症の拡大再発により高知県知事から越県自粛の要請がなされた場合には、直ちに事業休止を周知するとともに、休止期間中は原則として助成金の交付対象としないこととする。

加えて、「Go To トラベル キャンペーン」において一部の都道府県が対象外として扱われる場合、県実行委員会事務局と協議を行い、その指示を受けることとする。

なお、今後、同キャンペーンの制度設計が明らかになり、拡大再発による事業休止や再開の判断基準が示された場合は、それに準拠すること。

#### (交付額)

第8条 第6条に係る交付額は、一旅行当たり1人5,000円を、また高速道路利用料金、レンタカーを借り受ける料金及びタクシーの運賃は、1台当たり5,000円をそれぞれ上限とし、交通費用が5,000円に満たない場合は、その実費を交付するものとする。

2 旅行者が交付を受ける場合には旅行商品を予め割引した価格で販売しなければならない。また、旅行者が予め割引されていない旅行商品を購入した場合や、旅行者が自らの手配によって旅行した際には旅行後に、助成金を受けられるようにしなければならない。

#### (交付額の配分)

第9条 第6条のうち、旅行者が、本事業により予め割引（以下、「予め割引」という。）された募集型企画旅行及び受注型企画旅行または手配旅行（教育旅行を含む）に参加する形態の旅行商品にあっては、事務局は県実行委員会事務局と協議のうえ、各旅行者が本事業を理解し、円滑に予め割引された旅行商品を積極的に販売できるよう旅行者向け販売マニュアルを作成しなければならない。また、県実行委員会事務局と協議のうえ、予め旅行者等との調整を図り、各旅行者への助成金原資の配分額を決定するとともに、その後の執行状況を確認し、必要に応じて配分額を変更する等予算執行管理に努めなければならない。

#### (関係機関との調整)

第10条 事務局は、助成金原資にかかる予算残等を踏まえたうえで、国が実施する「Go To トラベル キャンペーン」の実施状況を適宜確認しながら、交付対象となる旅行商品の企画・造成を各旅行者へ積極的に働きかけるものとする。

#### (交付申請)

第11条 旅行者が購入した予め割引された募集型企画旅行及び受注型企画旅行または手配旅行（教育旅行を含む）が催行され、旅行者が助成金の交付を申請する場合には、旅行者は次に掲げる書類等を事務局に提出しなければならない。

- ・ 交付申請書兼請求書（旅行業社名、代表者名、代表者印、住所、連絡先、振込口座番号、請求金額等）
- ・ 販売実績報告書兼指定宿泊証明書（割引前・割引額・割引後の旅行代金等）
- ・ 行程が分かるパンフレットや書類等

なお、旅行者が募集型企画旅行及び受注型企画旅行または手配旅行（教育旅行を含む）に参加する場合、「高知観光リカバリーキャンペーン」で予め割引されているか否かを、宿泊料金を明示した領収書に記載することとする。

2 旅行者が旅行後に申請する場合、高知県内の宿泊最終日から30日以内（令和3年3月10日（水）までの消印が対象）に、次に掲げる書類等を事務局に提出しなければならない。

- ・ 交付申請書兼請求書（住所、代表者名、同行者氏名、振込先口座、請求額等）
- ・ 個人情報の取扱いに関する同意書
- ・ 旅程確認書兼旅費計算書
- ・ 宿泊を証するもの（指定宿泊証明書）
- ・ 交通機関の利用及び料金を証するもの（対象経路分の高速道路料金のETC利用明細書又は領収書、航空券の搭乗券、鉄道の領収書等）

- ・振込先金融機関名、口座名義人及び口座番号がわかる書類（通帳（口座番号が書かれた部分のコピー）等）
- ・その他必要と認められる書類

（助成金の支払い）

第12条 事務局は、助成金交付申請マニュアルを作成し、前条の交付申請及び実績報告がなされた場合、速やかに内容を確認しなければならない。

2 事務局は、前条の提出書類や記載内容が要件を満たしていることを確認した後に受理することとし、受理後7日以内に申請者に助成金を支払うものとする。

（雑則）

第13条 この要領に定めていない事項が発生した場合、県実行委員会事務局と協議のうえ、決定する。

附 則

この要領は、令和2年6月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月20日から施行する。